

## 七戸町特定建設工事共同企業体取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定並びに一般競争入札にあたって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の方法による場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

なお、この要領において、共同企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い建設工事等について、当該建設工事の規模、種類等により共同企業体の方法によることが必要と認められる場合において、当該建設工事の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として当該建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいう。

### (対象工事)

第2条 次に掲げる建設工事について、共同企業体の方法によることができるものとする。

- (1) 土木一式工事で請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）がおおむね2億円以上のもの（特別な技術を必要とする工事であって、確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要がある、及び効果的かつ円滑な共同施工を確保できると認められる工事については、おおむね1億円以上のもの）
- (2) 建築一式工事で請負工事設計額がおおむね2億円以上のもの
- (3) 設備工事及びその他の工事で請負工事設計額がおおむね5千万円以上のもの

### (構成員)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。ただし、その規模が非常に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力及び資本力を特に結集する必要があると認められるものについては、4以上とすることができる。

- 2 前項の共同企業体の構成員の数は、発注しようとする建設工事（以下「発注工事」という。）ごとに定めるものとする。
- 3 共同企業体の各構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。
  - (1) 七戸町建設業者工事施工能力審査規則（平成17年規則第112号。以下「規則」という。）第10条に規定する建設業者等級名簿（以下「等級名簿」という。）において、発注工事に対応する建設工事の種類における等級が最上位又はその直近下位の等級として格付されていること。
  - (2) 発注工事に対応する建設業の許可業種（建設業法別表の業種をいう。以下同じ。）について、当該許可を有しての営業年数が5年以上（相当の施工実績を有し確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、3年以上）あること。
  - (3) 発注工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）又は国家資格を有する主任技術者（同条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）を工事現場ごとに専任で配置することができること。
  - (4) その他発注工事ごとに定める要件を満たしていること。

(共同企業体の自主結成)

第4条 共同企業体の方法によるときは、次に定める事項のうち、必要とされる事項をあらかじめ公告し、共同企業体を自主的に結成させるものとする。

- (1) 工事番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工種
- (5) 工期
- (6) 工事の概要（規模、形式、工法）
- (7) 参加資格
- (8) 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに入札執行の日時場所
- (9) 入札執行回数
- (10) 保証金の取扱い
- (11) 最低制限価格の有無
- (12) 入札条件
- (13) 入札書記載金額等
- (14) その他必要と認められる事項

(共同企業体の構成)

第5条 共同企業体は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 共同施工方式（甲型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が前条第7号の参加資格の要件を有していること。
- (3) 各構成員が当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
- (4) 各構成員の出資比率が、その構成員の数に応じ、原則として、次に掲げる比率以上であること。
  - ア 構成員の数が2の場合 100分の30
  - イ 構成員の数が3の場合 100分の20
  - ウ 構成員の数が4以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の100分の60に相当する比率
- (5) 代表者が、構成員の中で工事施工能力が大きい者であること。
- (6) 代表者の出資比率が構成員の中で最大であること。

(共同企業体の選定)

第6条 共同企業体の方法により建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、当該選定しようとする共同企業体の適格性について、七戸町建設業者選定規定（平成17年七戸町訓令第45号）第4条に規定する審査会の審査を経るものとする。

附 則

この要領は、平成21年7月10日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月14日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月6日より施行する。